

一般社団法人群馬県技術士会 定款（抜粋）

第 1 章 総 則

（名称）

第 1 条 この法人は、一般社団法人群馬県技術士会と称する。

（事務所）

第 2 条 この法人は、主たる事務所を群馬県利根郡みなかみ町に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第 2 章 目 的

（目的）

第 3 条 この法人は、技術士の使命に則って技術者の品位の保持と技術的能力の向上を図るとともに、地域住民、地方自治体及び企業における科学技術の向上と地域経済の発展に寄与することを目的とし、次の事業を行なう。

- （1）技術に係る業務の開拓及び斡旋
- （2）技術に係る行政施策への協力及び公的機関での技術評価
- （3）技術に係る産業界における技術評価
- （4）技術に係る中小企業支援及び産官学連携
- （5）技術に係る環境等調査研究及び関連する事業
- （6）技術者の専門及び応用能力向上及び技術倫理の啓発
- （7）日本技術士会等の技術に係る学会や協会との連携
- （8）技術者の技術的資格取得支援及び地方教育行政支援
- （9）技術に係る図書の発刊
- （10）その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 社 員

（法人の構成員）

第 4 条 この法人に次の会員を置く。

- （1）正会員：技術士の資格を有し、この法人の事業に賛同して入会した個人
- （2）準会員：技術士第 2 次試験を受験する資格を有し、この法人の事業に賛同して入会した個人
- （3）特別会員：この法人の事業に賛同し専門の技術を有する個人
- （4）賛助会員：この法人の事業に賛同し、賛助金を納入する団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第5条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。理事会による承認があった時に会員となる。

(経費の負担)

第6条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員は、会員になった時及び毎年、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 正会員以外の会員は、会員になった時及び毎年、理事会において別に定める額を支払わなければならない。

(任意退社)

第7条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第8条 会員が次のいずれかの事由に該当するときは、正会員は社員総会の決議によって、それ以外の会員は理事会の決議によって、除名することができる。

- (1) この定款及びその他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第9条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第6条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 正会員については全ての正会員が同意したとき、正会員以外については理事全員が同意したとき。
- (3) 当該会員と2年以上連絡がとれないとき。
- (4) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第10条 社員総会は全ての正会員をもって構成する。

(権限)

第11条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 計算書類等の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 社員総会は、定時社員総会として毎年度1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第15条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第16条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、社員総会の議決権の3分の1以上に当たる正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその会議において議事録署名人として選任された2名以上の正会員が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第18条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上15名以内
 - (2) 監事 1名以上 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とする。
- 3 会長以外の理事のうち2名以内を副会長とすることができる。

- 4 前項の会長及び副会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事及び業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第19条 理事及び監事の選任は、正会員の中から第16条1項の決議によって行う。
- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 理事及び監事は、留任を妨げない。

(理事の職務及び権限)

- 第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 会長は、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。会長に事故のあるときは予め理事会で定めた順位により、その業務（代表権を除く。）を代理する。

(監事の職務及び権限)

- 第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第18条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員報酬)

- 第23条 理事及び監事は、無報酬とする。

(役員損害賠償責任)

- 第24条 役員等の損害賠償責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、理事会の決議によって、法令に定める最低責任限度額を限度として免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第25条 この法人に理事会を置く。
2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は次の職務を行う。
(1) この法人の業務執行の決定
(2) 理事の職務の執行の監督
(3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第27条 理事会は会長が招集する。

(議長)

第28条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2 理事会に代理人が出席して議決権を行使することや理事が理事会に出席することなく書面等によって理事会の議決権を行使することは認められない。
3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
2 理事会の議長、出席した監事及びその理事会で議事録署名人として選任された2名以上の理事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第31条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(支弁)

第32条 この法人の経費は、入会金、年会費、事業収入、寄付金、その他の収入をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 前項の規定により社員総会報告され、又はその承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金)

第35条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第37条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 この法人は、清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益財団法人及び公益財団法人認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に記載する方法による。